

第6期豊川市障害福祉計画
第2期豊川市障害児福祉計画
【骨子案】

令和3年〇月
豊川市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の策定について.....	1
2 障害者福祉に関する関連法令の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	5
5 計画の対象.....	5
6 計画の策定体制.....	6
第2章 豊川市の現状.....	7
1 統計からみた状況.....	7
2 障害者への意識調査からみた現状.....	16
3 団体ヒアリング調査からみた現状.....	17
4 前回計画の進捗状況.....	18
5 障害福祉サービス等の提供状況.....	21
第3章 計画の基本的な指針.....	27
1 基本理念.....	27
2 第6期障害福祉計画等の基本的事項.....	28
第4章 計画の目標値と見込.....	33
1 豊川市におけるサービスの構成.....	33
2 目標値の設定.....	33
3 障害福祉サービスの見込量と確保策.....	33
4 相談支援の見込量と確保策.....	33
5 障害児支援の見込量と確保策.....	33
6 地域生活支援事業の見込量と確保策.....	33
第5章 計画の推進体制.....	34
1 計画の推進.....	34
2 計画の周知・情報提供.....	34
3 計画の点検・評価.....	34

本計画では、団体等の固有名詞を除き、「障害」の表記を統一的に用いています。
これは、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。

第1章 計画策定にあたって

1 計画の策定について

豊川市（以下、「本市」という。）では、「第3次豊川市障害者計画」の方向性に基づき、平成30年に「第5期豊川市障害福祉計画及び第1期豊川市障害児福祉計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、目標値の設定や各年度のサービス量の見込みを定め、障害のある人等が必要とする支援の提供を進めてきました。

この間国では、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）批准後はじめてとなる「障害者基本計画（第4次）」が策定され、共生社会の実現を目指し、障害のある人自らの決定に基づいて社会参加や自己実現を進めていくこととなりました。その他にも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の成立など、障害者福祉に関する法制度の整備が進められています。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、策定過程において障害のある人が当事者として参画し、障害者福祉に関する目標が設定されています。各自治体で「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた政策が求められる中、障害者福祉の取り組みに関しても考慮していく必要があります。

さらに、令和2年には新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、多くの生命や生活が脅かされています。基礎疾患を持つ障害のある人は重症化するリスクが高いことや、障害特性を踏まえた感染予防が必要となることから、家族やサービス提供者、その他関係者が細心の注意を払い、感染防止対策を行うことが求められます。

本市においては、こうした社会状況を踏まえながら、本市の現状・課題を踏まえてさらなる障害者施策の充実を図っていく必要があります。以上から、「第4次豊川市障害者計画」の方向性を踏まえ、「第6期豊川市障害福祉計画及び第2期豊川市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 障害者福祉に関する関連法令の動向

(1) 近年の法律等の整備の状況

近年の障害者福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

	関連法令	概要
平成 19 年	改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が共同で障害者を雇用する仕組みの創設など
平成 22 年	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 23 年	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障害者の定義の見直しなど
	改正障害者自立支援法の施行	・障害者の範囲の見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成 24 年	障害者虐待防止法の施行	・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
	改正障害者自立支援法の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成 25 年	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など
	障害者優先調達推進法の施行	・障害者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者の範囲の明確化
	障害者基本計画（第 3 次）の策定	・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重の規定など
平成 26 年	障害者権利条約の締結	・障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成 27 年	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大
平成 28 年	障害者差別解消法の施行	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応など
	改正発達障害者支援法の施行	・発達障害者の定義の改正、基本理念の新設など
平成 30 年	改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応など
	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者基本計画（第 4 次）の策定	・共生社会の実現を目指し、障害者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など
令和元年	障害者雇用促進法の改正	・障害者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など
令和 2 年	障害者雇用促進法の改正	・国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の作成、公表など

3 計画の位置づけ

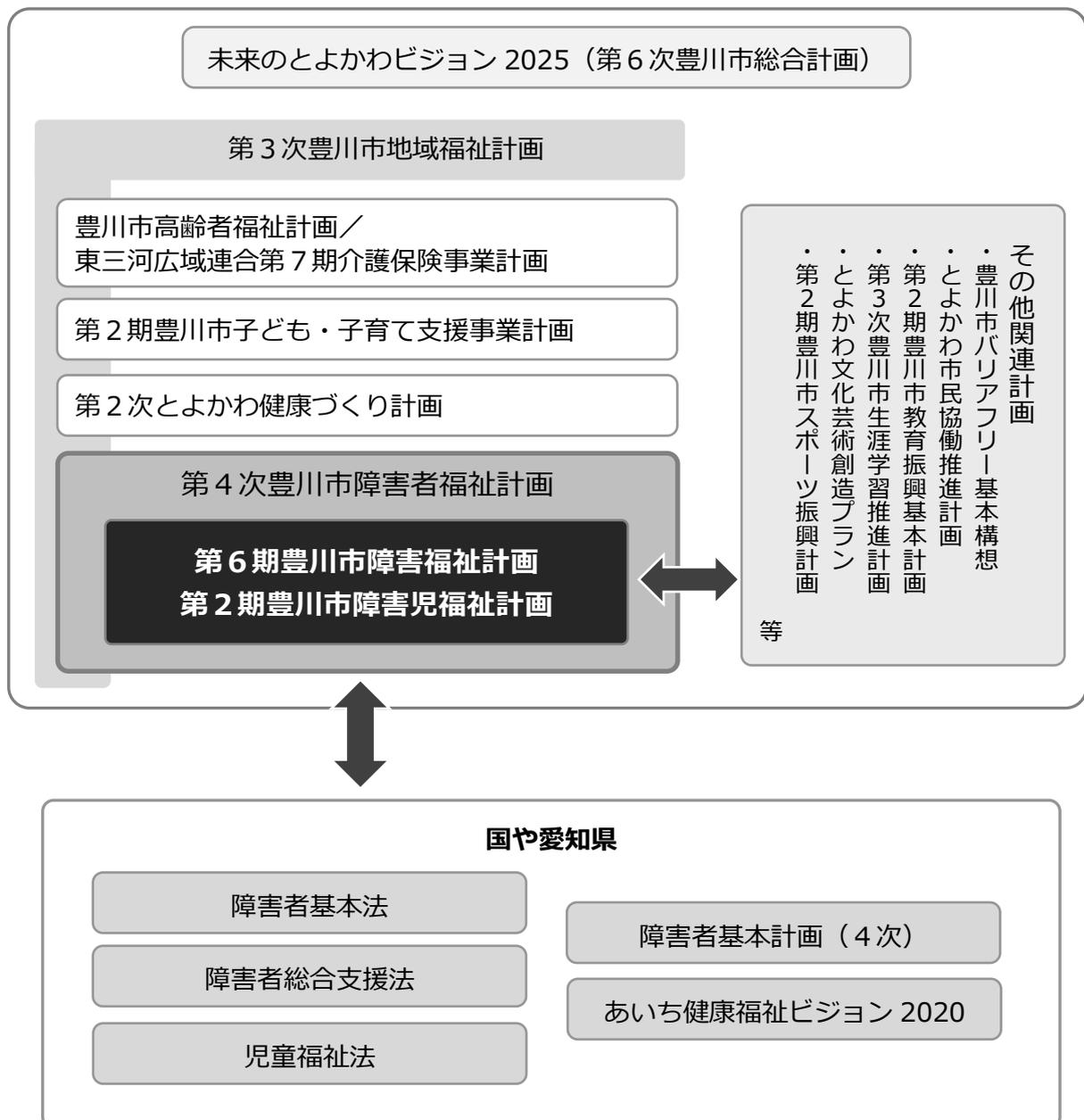
(1) 法的根拠と他の計画との関係

本計画は、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体として策定しています。

「豊川市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に規定された、成果目標や障害福祉サービス等の必要な見込量等を表す「障害福祉計画」です。

「豊川市障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に規定された、成果目標や障害児福祉サービス等の必要な見込量等を表す「障害児福祉計画」です。

また、上位計画である「未来のとよかわビジョン 2025（第6次豊川市総合計画）」や福祉分野の総合的・横断的な計画である「第3次豊川市地域福祉計画」「第4次豊川市障害者福祉計画」「第4次豊川市障害児福祉計画」、市の関連計画との整合性を図りつつ策定します。



(2) 「障害者福祉計画」との関係

本計画は、障害福祉サービスや障害児通所支援等について各年度のサービス種類別の見込量を明らかにする計画であり、「第4次豊川市障害者福祉計画」との整合を図るものです。

「第4次豊川市障害者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定された「市町村障害者計画」として、障害のある人に関する施策全般にわたる方向性を示す計画です。

障害者福祉計画	
根拠法令	障害者基本法
性格	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条第3項）・ 長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした総合計画の部門計画

障害福祉計画	
根拠法令	障害者総合支援法
性格	<ul style="list-style-type: none">・ 各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（障害者総合支援法第88条）
位置づけ	障害者福祉計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

障害児福祉計画	
根拠法令	児童福祉法
性格	<ul style="list-style-type: none">・ 各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画（児童福祉法第33条の20第1項）
位置づけ	障害者福祉計画の方針を踏まえた、障害児福祉にかかわるサービス分野の実施計画

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
豊川市 障害者計画	第3次			第4次					
豊川市障害 福祉計画	第5期			第6期		第7期			
豊川市障害児 福祉計画	第1期			第2期		第3期			

5 計画の対象

本計画では、特に断りのない限り、「障害者」に身体・知的・精神の各障害者（児）のほか、発達障害者（児）や難病患者、高次脳機能障害者（児）を含みます。

また、各統計数値は、豊川市で日本人住民登録及び外国人住民登録をしている人のうち、該当者を対象としています。

なお、個別の障害などを対象とする箇所については、個別の表記をしています。

6 計画の策定体制

(1) 第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表で構成された策定委員会において、施策や計画案を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、児童通所支援サービス利用者、障害福祉サービス提供事業所にアンケート調査票を配布し、障害のある人等の現状と今後の意向、事業所のサービスの提供状況等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

(3) 障害関係団体ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体やボランティア団体に調査シートを配布し、アンケートだけでは把握しにくい当事者の意見や支援する立場からの現状・課題、今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

第2章 豊川市の現状

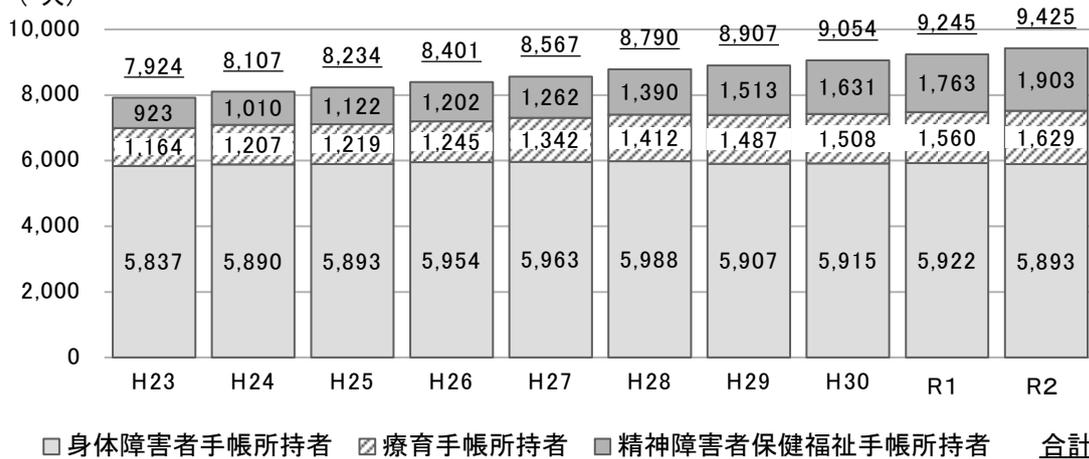
1 統計からみた状況

(1) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和2年4月1日現在では9,425人となっています。(身体障害者手帳所持者数5,893人、療育手帳所持者数1,629人、精神障害者保健福祉手帳所持者数1,903人)

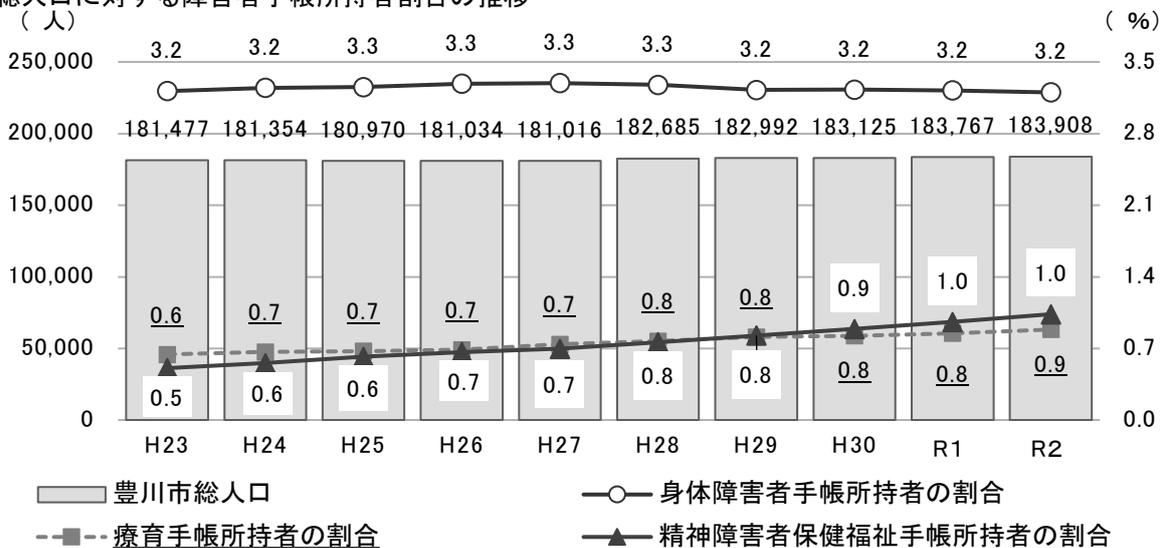
また、総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者が約3%と横ばいで推移していますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は年々増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移
(人)



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

■総人口に対する障害者手帳所持者割合の推移
(人)



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者の状況

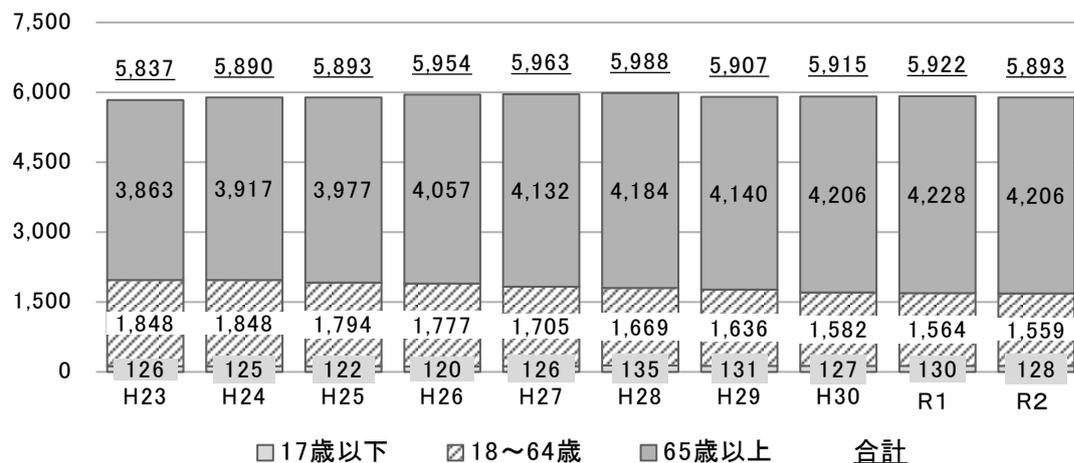
身体障害者手帳所持者数は平成 28 年までは緩やかに増加していましたが、平成 29 年以降は年によって数値が増減しています。

年齢別にみると、65 歳以上が最も多くなっています。

等級別にみると、1 級（最重度）が最も多く、次いで 3 級及び 4 級となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

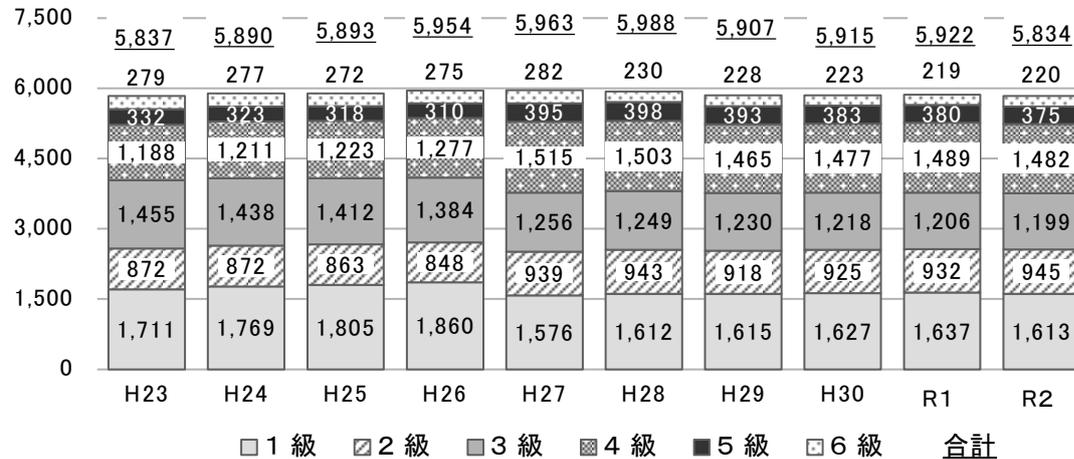
(人)



資料：豊川市福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

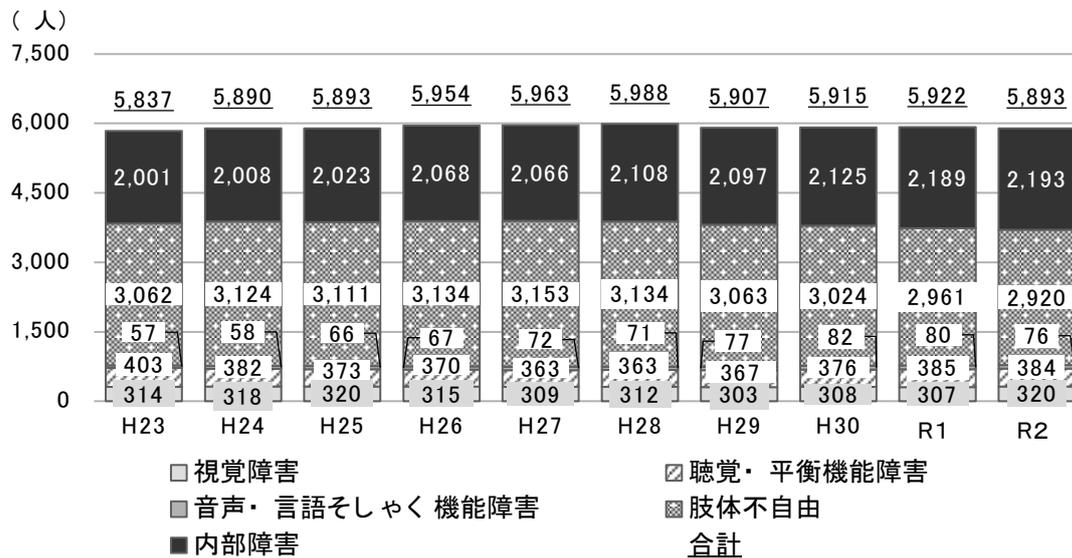
(人)



資料：豊川市福祉課（各年 4 月 1 日現在）

障害種別にみると、肢体不自由が最も多く、約半数を占めています。次いで内部障害が多くなっています。また、内部障害及び音声・言語そしゃく機能障害がゆるやかに増加しています。

■障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

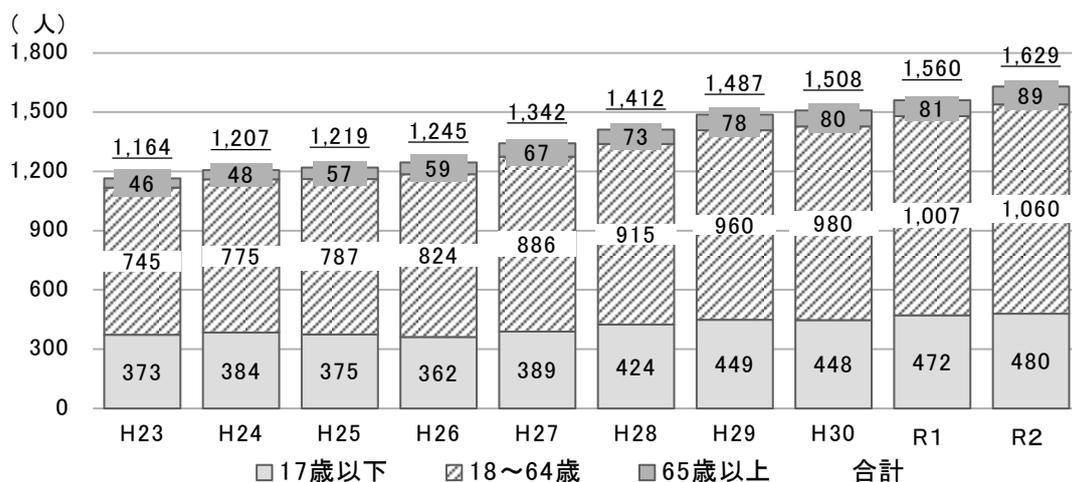
(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。

年齢別にみると、18～64歳が最も多く、次いで17歳以下となっています。いずれの年齢層でも年々増加しています。

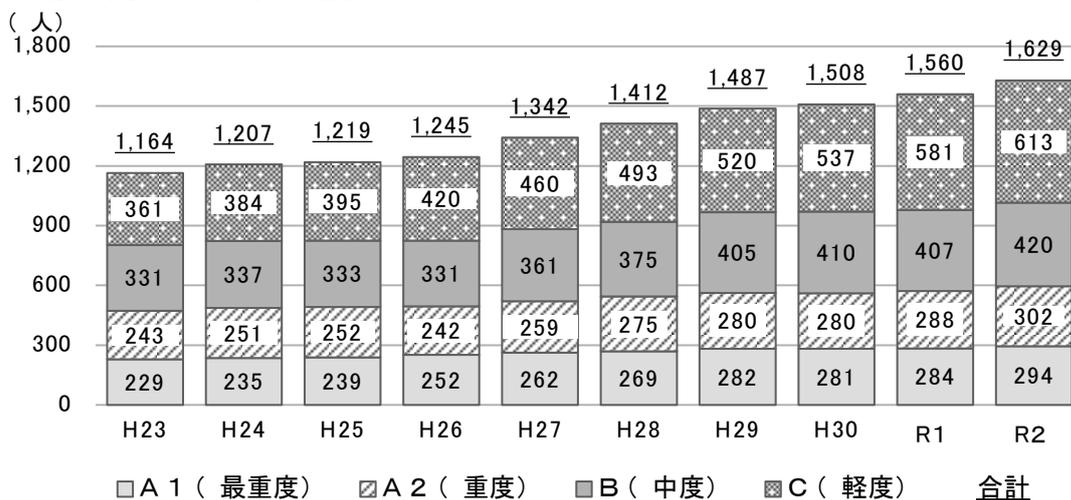
等級別にみると、C（軽度）が最も多く、次いでB（中度）となっています。いずれの等級でも増加していますが、特にC（軽度）で大きく増加しています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

年齢別にみると、18～64歳が最も多く、全体の8割前後を占めています。18～64歳、65歳以上では年々増加しています。

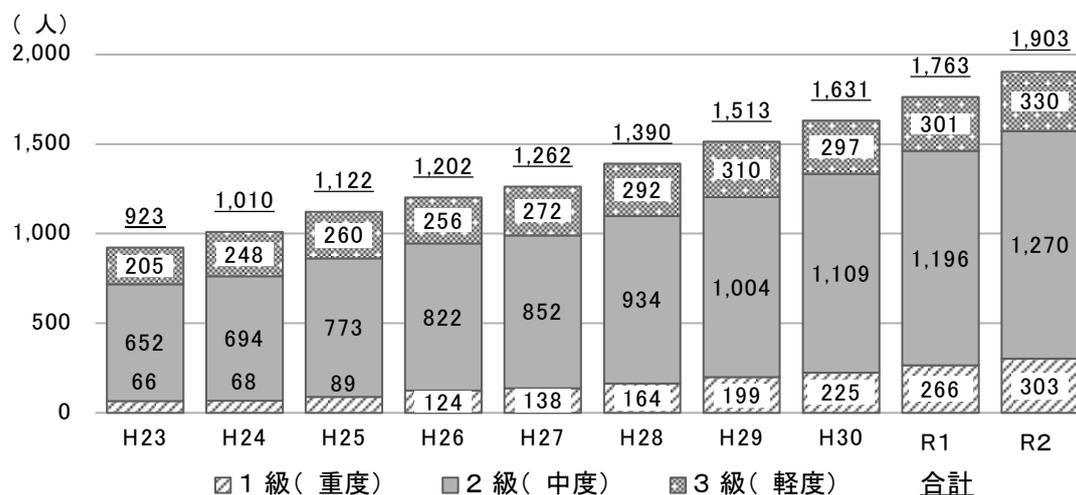
等級別にみると、2級（中度）が最も多く、全体の7割前後を占めています。いずれの等級でも増加していますが、特に1級（重度）で大きく増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



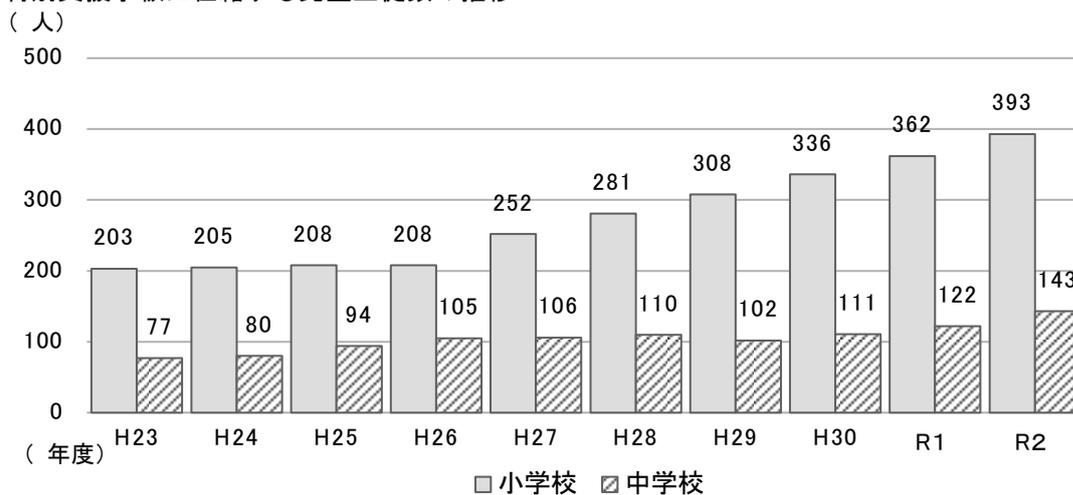
資料：豊川市福祉課（各年4月1日現在）

(5) 障害等のある子どもの推移

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校では平成 27 年以降、年々増加しています。中学校では、年度によって数値が増減していますが、平成 23 年から令和 2 年では 50 人以上増加しています。

障害の種類別にみると、小学校・中学校ともに自閉症・情緒と知的障害の割合が高くなっています。

■特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



資料：豊川市学校教育課（各年 4 月 1 日現在）

■障害の種類別特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

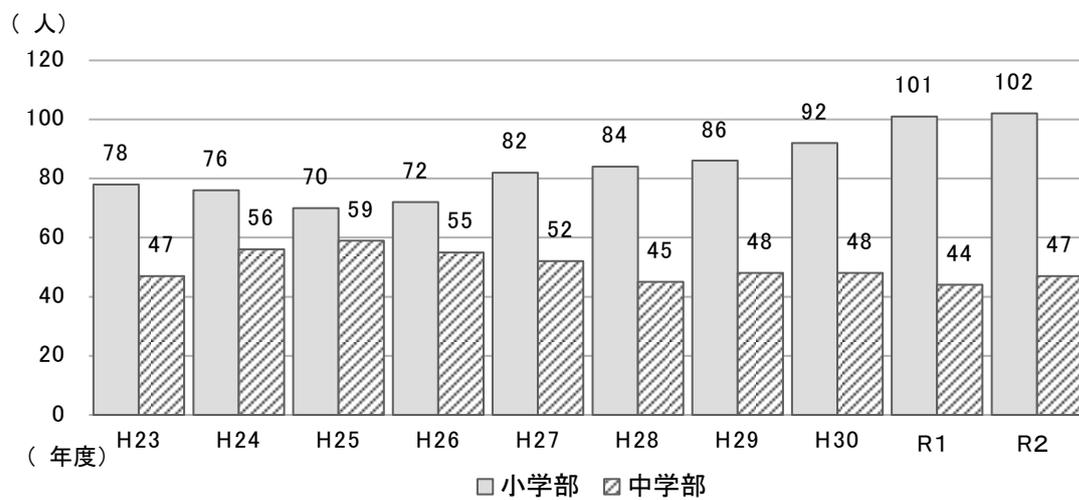
(年度)

障害の種類別	H28	H29	H30	R1	R2
小学校 合計	281 人	308 人	336 人	362 人	393 人
知的障害	125 人	132 人	153 人	160 人	177 人
肢体不自由	8 人	8 人	9 人	11 人	8 人
病弱・身体虚弱	3 人	5 人	2 人	2 人	5 人
難聴	4 人	3 人	4 人	4 人	5 人
自閉症・情緒	141 人	160 人	168 人	185 人	198 人
中学校 合計	108 人	102 人	111 人	122 人	143 人
知的障害	54 人	64 人	63 人	66 人	82 人
肢体不自由	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
病弱・身体虚弱	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
難聴	3 人	1 人	1 人	1 人	0 人
自閉症・情緒	51 人	45 人	47 人	55 人	60 人

資料：豊川市学校教育課（各年 4 月 1 日現在）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、小学部では平成26年以降、年々増加しています。中学部では、年度によって数値が増減しています。

■特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移



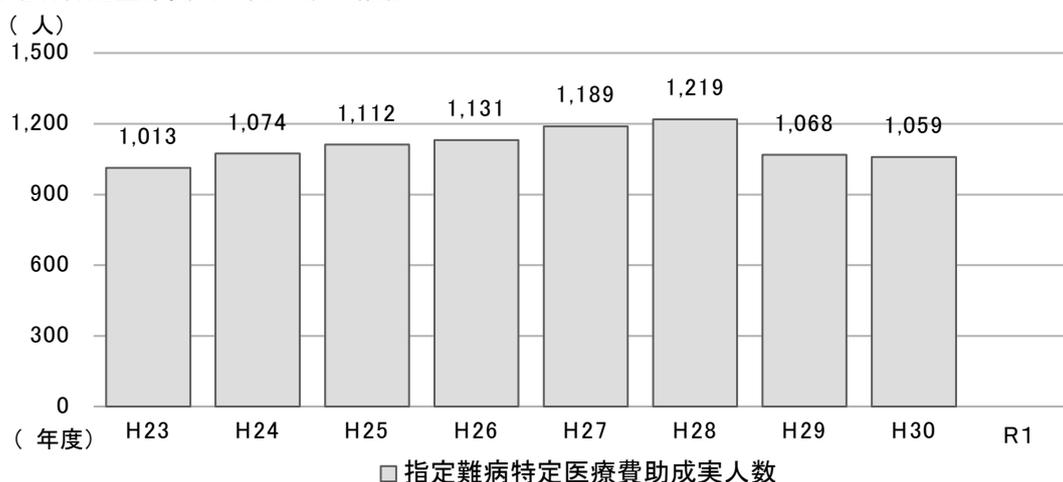
資料：豊川市学校教育課（各年4月1日現在）

(6) 難病患者の状況

指定難病特定医療費助成実人数は、平成28年度までは緩やかに増加していましたが、平成29年度では、難病法施行に伴う特定医療費支給の経過措置期間の終了に伴い減少し、以降は1,000人程度で推移しています。

小児慢性特定疾病医療費助成実人数は、年度によって数値が増減しています。

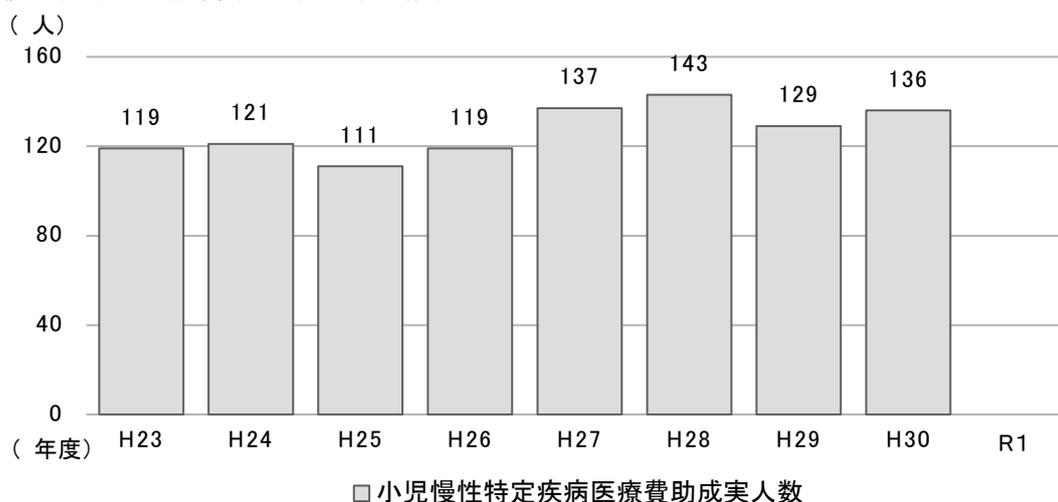
■ 指定難病特定医療費助成実人数の推移



難病法の成立に伴い、平成27年より特定疾病は特定疾病指定難病に移行しているため、平成26年までは「特定疾患認定患者」、平成27年以降は「指定難病特定医療費公費負担実人数」を、「指定難病特定医療費公費負担実人数」として記載しています。

資料：豊川保健所（各年3月31日現在）

■ 小児慢性特定疾病医療費助成実人数の推移



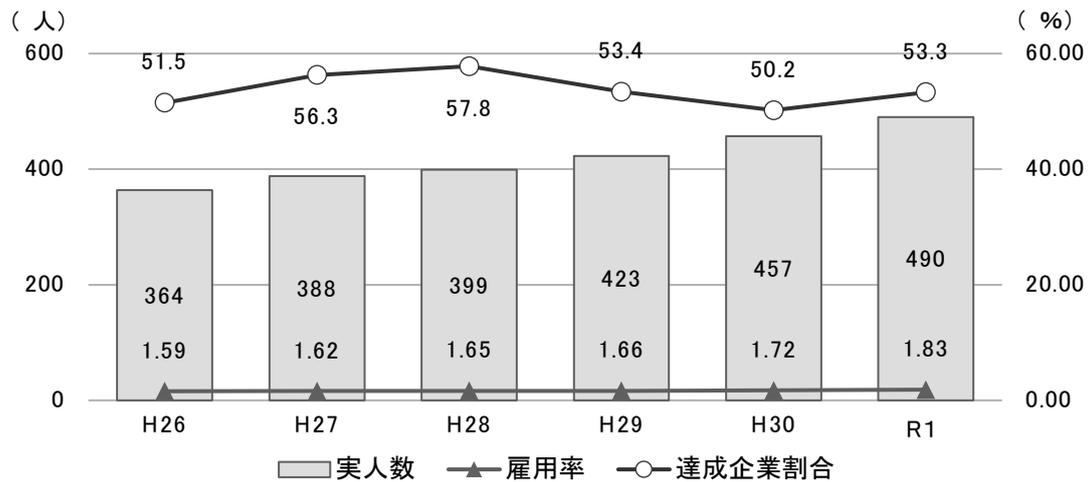
資料：豊川保健所（各年3月31日現在）

(7) 障害者雇用の状況

本市の企業の障害者雇用は、実人数及び雇用率については年々増加しています。法定雇用率の達成企業の割合は、半数程度で増減しています。

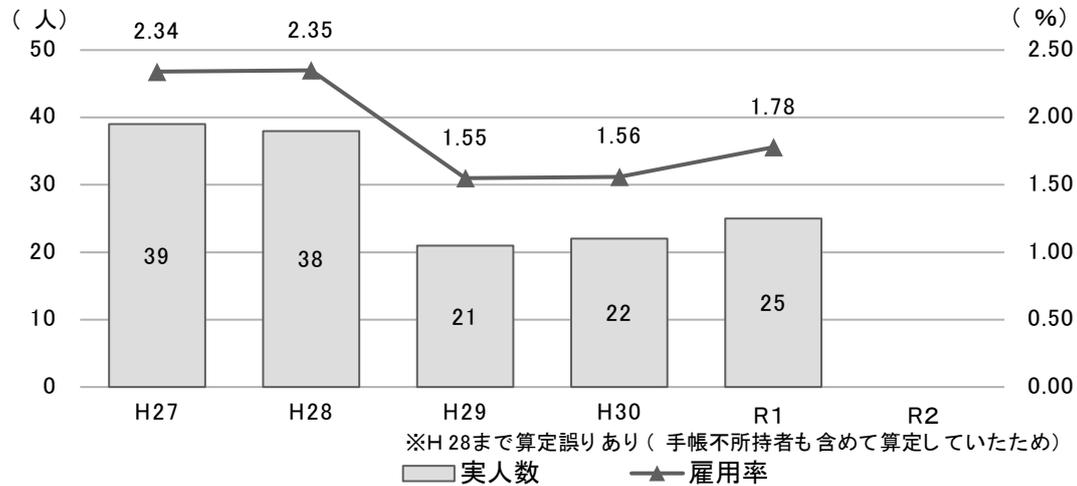
市役所の障害者雇用は、実人数及び雇用率ともに平成 29 年で減少していますが、その後は年々増加しています。

■本市の企業の障害者雇用の推移



資料：豊川公共職業安定所（各年4月1日現在）

■市役所での障害者雇用の推移



資料：豊川市人事課（各年6月1日現在）

2 障害者への意識調査からみた現状

(1) 調査概要

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
障害者手帳所持者	令和2年 6月13日～ 6月26日	約2,000件	郵送配布、 郵送回収
児童通所支援サービス 利用者		約700件	
障害福祉サービス 提供事業所		70件	

(2) 調査の結果

3 団体ヒアリング調査からみた現状

(1) 調査概要

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
当事者団体	令和2年 7月1日～ 7月14日	7団体	郵送配布、 郵送回収
ボランティア団体		20団体	

(2) 調査の結果

4 前回計画の進捗状況

前回計画で設定した目標値の進捗状況は、以下の通りとなっています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末の福祉施設の入所者数161人を基準に、令和2年度末に地域生活移行者数を15人、福祉施設の入所者削減数を4人とすることを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	数値	現状値（令和元年度末）
平成28年度末の福祉施設の入所者数	161人	
令和2年度末における地域生活移行者数	【目標値】 15人	
令和2年度末の福祉施設の入所者削減数 （令和2年度末の福祉施設の入所者数）	【目標値】 4人（157人）	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 市町村又は複数市町村での共同設置による協議の場

令和2年度末までに、市内又は複数市町村での共同設置により保健・医療・福祉関係者による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場を設置することを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	目標	現状値（令和元年度末）
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	令和2年度末までに市内又は複数市町村での共同設置	

② 精神病床における1年以上長期入院患者数

令和2年度末までに、地域の精神保健医療福祉体制の基盤の整備によって、1年以上の長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量（利用者数）を34人とすることを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	数値	現状値（令和元年度末）
令和2年度末の地域移行に伴う基盤整備量	【目標値】 34人	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までに、市内又は東三河南部圏域に少なくとも1つ地域生活支援拠点等を整備することを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	目標	現状値（令和元年度末）
地域生活支援拠点等	市内又は東三河南部圏域に 少なくとも1箇所	

地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

(4) 福祉施設から一般就労への移行など

① 福祉施設から一般就労への移行

平成28年度末の一般就労移行者数13人を基準に、令和2年度末に一般就労移行者数を20人とすることを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	数値	現状値（令和元年度末）
平成28年度末の一般就労移行者数	13人	
令和2年度末の一般就労移行者数	【目標値】 20人	

② 就労移行支援事業の利用者数

平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数36人を基準に、令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数を59人、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割とすることを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	数値	現状値（令和元年度末）
平成28年度末における 就労移行支援事業の利用者数	36人	
令和2年度末の 就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 59人	
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所の割合	【目標値】 5割	

③ 就労定着支援事業の職場定着率

令和元年度末及び令和2年度末の就労定着支援事業による職場定着率を8割とすることを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	数値	現状値（令和元年度末）
令和元年度末及び令和2年度末の就労定着支援事業による職場定着率	【目標値】 8割	

障害児福祉計画

（5）障害児支援の提供体制の整備等

令和2年度末までに、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（少なくとも1箇所以上）を目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

また、平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関等との連携を図る協議の場を設置することを目標として設定していました。令和元年度末現在、・・・

項目	目標	現状値（令和元年度末）
児童発達支援センター	設置	
保育所等訪問支援	実施	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	実施	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	

5 障害福祉サービス等の提供状況

前回計画で見込量を設定した障害福祉サービス等の提供状況は、以下の通りとなっております。

(1) 訪問系サービス

(1箇所あたり)

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
居宅介護	196 人			203 人		
	3,421 時間			3,695 時間		
重度訪問 介護	3 人			3 人		
	1,461 時間			1,490 時間		
同行援護	29 人			29 人		
	347 時間			354 時間		
行動援護	9 人			9 人		
	96 時間			112 時間		
重度障害者等 包括支援	0 人			0 人		
	0 時間			0 時間		

※実績は各年度〇月分

(2) 日中活動系サービス

(1箇月あたり)

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
生活介護	469人			479人		
	9,277人日			9,559人日		
自立訓練 (機能訓練)	1人			1人		
	23人日			23人日		
自立訓練 (生活訓練)	5人			7人		
	115人日			161人日		
就労移行支援	48人			53人		
	751人日			826人日		
就労継続支援 (A型)	57人			57人		
	1,157人日			1,157人日		
就労継続支援 (B型)	320人			352人		
	5,503人日			6,054人日		
就労定着支援	12人			17人		
短期入所 (福祉型)	57人			58人		
	354人日			358人日		
短期入所 (医療型)	23人			24人		
	105人日			110人日		
療養介護	13人			13人		

※実績は各年度〇月分

(3) 居住系サービス

(1箇月あたり)

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
自立生活援助	5人			10人		
共同生活援助 (グループホーム)	135人			150人		
施設入所支援	159人			158人		

※実績は各年度〇月分

(4) 相談支援

(1箇月あたり)

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
計画相談支援	263人			302人		
地域移行支援	3人			5人		
地域定着支援	2人			3人		

※実績は各年度〇月分

(5) 障害児支援

(1箇月あたり)

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
児童発達支援	163人			168人		
	1,440人日			1,487人日		
医療型児童発達支援	5人			5人		
	50人日			50人日		
放課後等 デイサービス	337人			371人		
	3,952人日			4,348人日		
保育所等 訪問支援	30人			35人		
	32人日			38人日		
居宅訪問型児童発達支援	3人			4人		
	15人日			20人日		
障害児相談支援	91人			95人		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人			1人		

※実績は各年度〇月分

(6) 地域生活支援事業

(1箇所あたり)

		平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
理解促進研修・啓発事業		実施			実施		
自発的活動支援事業		未実施			未実施		
相談支援事業	障害者相談支援事業	6箇所			6箇所		
	基幹相談支援センター	設置			設置		
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施			実施		
	住宅入居等支援事業	未実施			未実施		
成年後見制度利用支援事業 (実利用者数)		2人			2人		
成年後見制度法人後見支援事業		未実施			未実施		
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業 (実利用件数)	468件			473件		
	手話通訳者設置事業 (実設置者数)	1人			1人		
日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)	介護・訓練支援用具	14件			15件		
	自立生活支援用具	28件			29件		
	在宅療養等支援用具	38件			39件		
	情報・意思疎通支援用具	21件			22件		
	排せつ管理支援用具	4,654件			5,073件		
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5件			5件		
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了者数)		40人			40人		
移動支援事業 (実利用者数・延べ利用時間数)		208人			210人		
		12,109時間			12,145時間		
地域活動支援センター (実施箇所・実利用者数)		4箇所			4箇所		
		134人			136人		

※実績は各年度〇月分

(7) 任意事業

(1箇所あたり)

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
訪問入浴サービス	1,316日			1,329日		
日中一時支援	7,042日			7,112日		
自動車運転免許取得	5件			5件		
自動車改造助成	5件			5件		
視覚障害者歩行訓練	4人			4人		

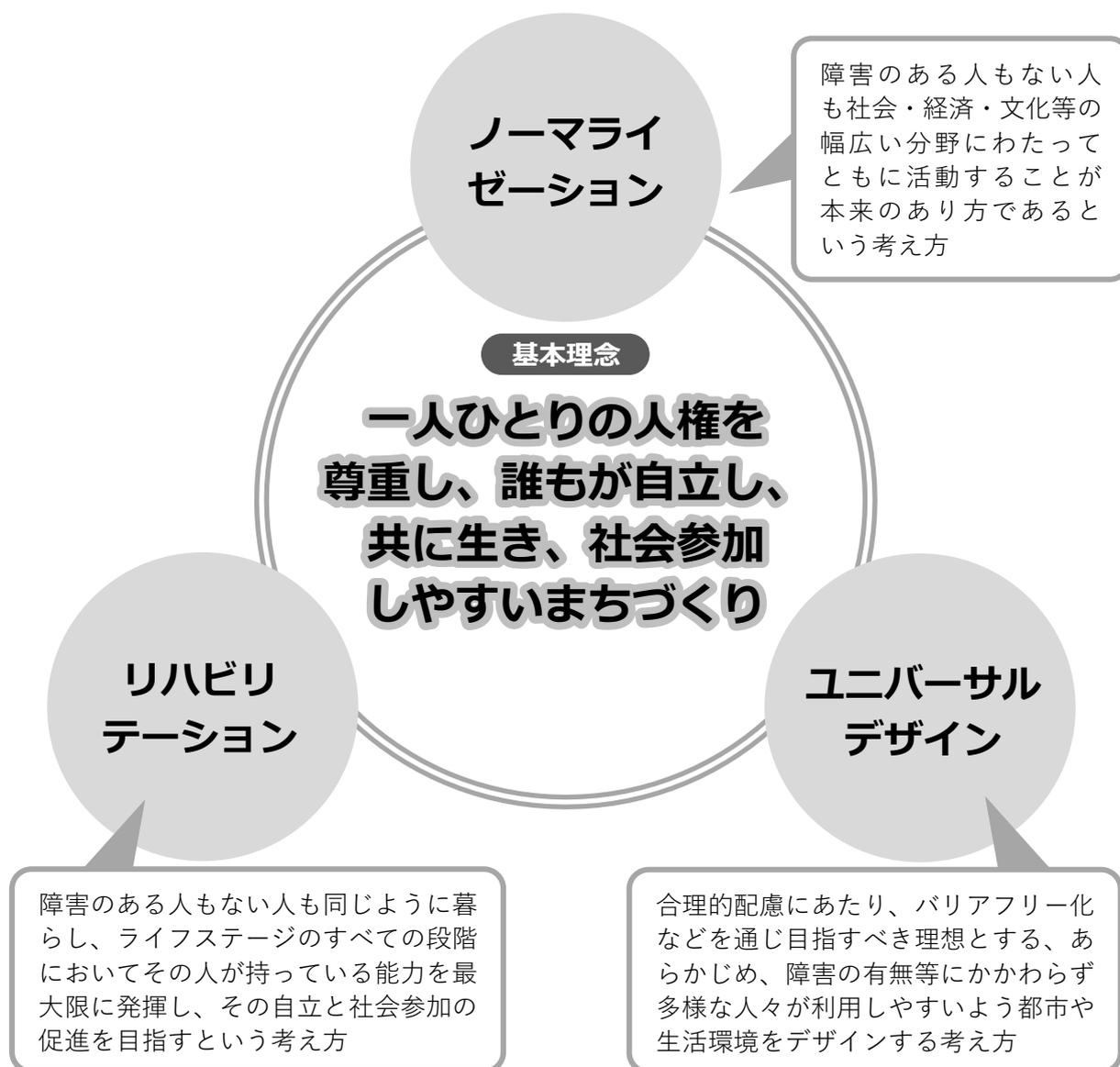
※実績は各年度〇月分

第3章 計画の基本的な指針

1 基本理念

「第4次豊川市障害者福祉計画」では、第6次総合計画の目標「だれもが健やかに生き生きと暮らしているまち」や、国や県の基本理念を踏まえ、基本理念を「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」としてます。また、基本理念は、以下の図のように「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ユニバーサルデザイン」の3つの考え方を基に推進していくこととしています。

「第4次豊川市障害者福祉計画」は本計画の上位計画にあたるため、この基本理念等を踏まえ、推進していきます。



2 第6期障害福祉計画等の基本的事項

本計画は、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

(1) 障害福祉計画等における国の基本的事項

※以下の基本的事項は、国の基本指針に記載されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約しました。

① 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者が積極的に社会参加できる社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とします。

また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令施行令で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルなサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、「障害者文化芸術活動推進法」を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します

(2) 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

① 必要な訪問系サービスが受けられるようにします。

障害者が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

② 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします。

障害者一人ひとりのニーズに応じ、希望する障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所、療養介護）を利用できるようにします。

③ グループホームなどを充実して施設入所から地域生活への移行を推進します。

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

さらに、体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行などを推進します。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業などの推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、定着を推進します。

⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制を充実させます。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があります。

⑥ 依存症対策を推進します。

アルコール、薬物及びギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要があります。

(3) 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の構築

相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター及び相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員の機能を有効に活用するようにしていきます。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

③ 協議会の設置等

障害者地域自立支援協議会は関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、市が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に意見を求められた場合に、地域の課題解決に向けた積極的な提示を行うことが重要となります。地域の障害福祉に関する提供体制について協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整が行えるよう、効果的な相談支援事業を実施していきます。

（４）障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

① 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要となります。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、教育委員会等との連携体制を確保することが必要となります。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実を図ります。また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図るとともに、虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

（５）障害児相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を目指します。

第4章 計画の目標値と見込

1 豊川市におけるサービスの構成

2 目標値の設定

3 障害福祉サービスの見込量と確保策

4 相談支援の見込量と確保策

5 障害児支援の見込量と確保策

6 地域生活支援事業の見込量と確保策

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

2 計画の周知・情報提供

3 計画の点検・評価